

令和5年度 相模原市スポーツ少年団指導者資格取得助成事業要項

1 趣旨

相模原市スポーツ少年団の普及・振興において、団員の指導や育成に当たる指導者の資質向上を図ることを目的に、本年度資格取得者に対し助成金を交付するもの。

2 対象者

この助成金による助成の対象者は次のとおりとする。

- (1) 相模原市スポーツ少年団に指導者登録している者で、資格取得後も指導育成に従事できる者。
- (2) 本年度新たに資格を取得した者。

3 交付する資格の種類等

- (1) 交付対象とする資格取得の種類は次のとおりとする。

- ア スタートコーチ
- イ スタートコーチインストラクター
- ウ 各種目指導者資格
- エ 各種目審判資格
- オ その他これに準ずる資格

- (2) 交付対象とする事業の実施団体は、次のとおりとする。

- ア 公益財団法人日本スポーツ協会及びその加盟団体
- イ 公益財団法人神奈川県スポーツ協会及びその加盟団体
- ウ その他これに準ずる法人

4 対象経費

次に該当する資格取得に要する経費とする。

- (1) 受講料
- (2) 認定料及び登録料 ※登録料のうち、初期登録手数料は対象外とする。
- (3) 教材費

5 助成金の交付

提出書類の提出後、対象経費の2分の1以内で1件10,000円を限度に交付する。

6 提出書類

資格取得者は指導者資格取得助成事業に伴う助成金の交付を受けるときに次の書類を提出すること。

- (1) 相模原市スポーツ少年団指導者資格助成金交付申請書
- (2) 受講した講習等の内容が分かる要項またはそれに代わるもの
- (3) 受講経費に関する領収書の写し。ただし、相模原市スポーツ少年団本部事務局を通じて、支払い及び申込みをする場合は不要。
- (4) 受講終了を証明する書類、及び合格証、認定証の写し

7 提出先

〒252-0236 相模原市中央区富士見6-6-23 けやき会館内
相模原市スポーツ少年団本部事務局（電話 042-751-5552）

8 その他

助成金の交付を受けた者は、相模原市スポーツ少年団「指導者有資格者取得者名簿」に登録する。

9 個人情報

主催者等は個人情報に関する法令を遵守し、公益財団法人相模原市スポーツ協会個人情報保護規程に基づき、取得した個人情報について適正に取り扱う。

主催者等が取得した個人情報は、開催案内、連絡確認、結果公表、結果管理、写真掲載、保険申込、統計資料作成、その他事業運営上必要な連絡に使用する。

また、事業結果及び写真については、ホームページに掲載する場合がある。